

○母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

昭和39年10月5日

規則第130号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

〔母子福祉資金貸付規則〕をここに公布する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)の施行については、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号。以下「令」という。)及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(平3規則20・全改、平26規則66・一部改正)

第2条 削除

(平3規則20)

(母子福祉資金又は父子福祉資金の貸付申請)

第3条 法第13条第1項の規定による母子福祉資金又は法第31条の6第1項の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(第1号様式から第1号様式の3まで)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第5号に掲げる書類については、貸付申請時にこれを提出することができないときは、貸付申請後に提出することができる。

(1) 配偶者のない女子及びその者が扶養している児童(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法(明治29年法律第89号)第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)又は配偶者のない男子及びその者が扶養している児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に同条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)の戸籍謄本又は抄本

(2) 配偶者のない女子で現に児童(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが同時に民法第877条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)を扶養しているもの又は配偶者のない男子で現に児童(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものが同時に同条の規定により20歳以上である子その他これに準ずる者を扶養している場合におけるその20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)を扶養しているものであることを証明する書類

(3) 母子事業開始資金又は父子事業開始資金については、事業開始計画書(第2号様式)

(4) 母子事業継続資金又は父子事業継続資金については、事業継続計画書(第3号様式)

(5) 母子就職支度資金若しくは父子就職支度資金又は母子就学支度資金若しくは父子就学支度資金については就職し、又は入学し、若しくは入所することを、母子技能習得資金若しくは父子技能習得資金又は母子修業資金若しくは父子修業資金については知識技能を習得していることを、母子修学資金又は父子修学資金については就学していることをそれぞれ証明する証明書(第4号様式)

(6) 母子医療介護資金又は父子医療介護資金のうち医療に係る貸付けについては、医療証明書(第5号様式)

(7) 母子住宅資金又は父子住宅資金については、補修、改築又は増築の場合はその計画書及び経費見積書並びに現に当該住宅を所有していることを証明する書類、新築又は購入の場合は建築又は購入を証明する書類

(8) 母子転宅資金又は父子転宅資金については、住宅の賃貸借契約書又は使用承認書

2 法第14条の規定による母子福祉資金又は法第31条の6第4項において準用する法第14条の規定による父子福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(団体用)(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該法人の登記事項証明書

(2) 当該法人の定款

(3) 配偶者のない女子又は配偶者のない男子である理事については、その事実を証明する書類

(4) 当該事業に使用される者のうち、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの若しくは配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又は寡婦である者については、その事実を証明する書類

- (5) 当該法人の行なうすべての事業に係る貸付申請の日の属する年度の収支予算書及び当該年度の前年度における収支決算書(当該年度に設立された法人については、前年度における収支決算書を除く。)
- 3 法附則第3条第1項の規定による母子福祉資金の貸付けを受けようとする父母のない児童は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書に[第1項第5号](#)に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 貸付けを受けようとする児童の戸籍謄本又は抄本
- (2) 父母のない児童であることを証明する書類
- (3) 後見人の戸籍謄本又は抄本

(平6規則41・平12規則109・平14規則80・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(寡婦福祉資金の貸付申請)

第3条の2 法第32条第1項又は法附則第6条の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書に[前条第1項第3号](#)から[第8号](#)までに規定する書類のほか、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 寡婦又は法附則第6条に規定する40歳以上の配偶者のない女子の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 民法第877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡婦又は法附則第6条に規定する40歳以上の配偶者のない女子については、その者の収入を証明する書類
 - (3) 法第32条第3項ただし書に定める事情にある者については、その事情を証明する書類
 - (4) 寡婦又は法附則第6条に規定する40歳以上の配偶者のない女子であることを証明する書類
 - (5) 寡婦又は法附則第6条に規定する40歳以上の配偶者のない女子が民法第877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者に係る寡婦修学資金、寡婦修業資金又は寡婦就学支度資金を受けようとする場合については、その者の戸籍謄本又は抄本及びその者が寡婦又は法附則第6条に規定する40歳以上の配偶者のない女子に扶養されていることを証明する書類
- 2 法第32条第4項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体は、母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(団体用)に[前条第2項各号](#)に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平15規則73・平26規則66・一部改正)

(貸付決定通知書等)

第4条 市長は、[前2条](#)の規定による申請者に母子福祉資金若しくは父子福祉資金又は寡婦福祉資金(以下「福祉資金」という。)を貸し付ける旨の決定をしたときは母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書([第7号様式](#))を、貸し付けない旨の決定をしたときは母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書([第8号様式](#))を、それぞれ申請者に交付するものとする。

(平6規則41・平26規則66・一部改正)

(借用書等の提出)

第5条 福祉資金の貸付金の交付を受けた者(母子・父子福祉団体を除く。)は、速やかに連帯して債務を負担する保証人(以下「連帯保証人」という。)及び連帯債務を負担する借主(以下「連帯借主」という。)又は後見人の連署した借用書([第9号様式](#))並びに当該交付を受けた者、後見人及び連帯保証人の印鑑証明書を市長に提出しなければならない。

2 福祉資金の貸付金の交付を受けた母子・父子福祉団体は、速やかに連帯借主の連署した母子父子寡婦福祉資金借用書(団体用)([第10号様式](#))並びに当該交付を受けた母子・父子福祉団体及び連帯借主の印鑑証明書を市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(休学又は復学届)

第6条 母子修学資金若しくは父子修学資金又は寡婦修学資金の貸付けを受けて就学している者が休学し、又は復学した場合は、休学・復学届([第11号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平26規則66・一部改正)

(貸付停止事由発生の届出)

第7条 福祉資金の貸付けを受けている者(以下「借受人」という。)又は連帯借主に令第12条(令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)に規定する事由が生じたときは、借受人、連帯借主、後見人又は連帯保証人は、母子父子寡婦福祉資金貸付辞退・停止申出書([第12号様式](#))にその事由の発生を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平14規則80・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(氏名、住所等の変更)

第8条 借受人、連帯借主、後見人又は連帯保証人は、氏名又は住所(法人にあつては、名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、速やかに変更届([第13号様式](#))を市長に提出しなければならない。

(平20規則98・一部改正)

(連帯保証人の変更)

第8条の2 借受人は、連帯保証人が死亡したときその他やむを得ない事由により連帯保証人を変更する必要があるときは、母子父子寡婦福祉資金連帯保証人変更承認申請書(第14号様式)に新たに連帯保証人になろうとする者の印鑑証明書を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、連帯保証人の変更を承認する旨を決定し、又は承認しない旨を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金連帯保証人変更承認・不承認通知書(第15号様式)により当該借受人に通知するものとする。

(平6規則41・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(貸付金の交付の停止及び減額)

第9条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、貸付金の交付を停止し、又は減額することができる。

(1) 第6条の規定による休学届があったとき。

(2) 市長に対し母子父子寡婦福祉資金貸付金減額申請書(第16号様式)により貸付金の減額の申請があったとき。

2 市長は、前項の規定により貸付金の交付の停止又は減額をした場合は、母子父子寡婦福祉資金貸付金交付停止・減額通知書(第17号様式)を届出者又は申請者に交付するものとする。

(平6規則41・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(貸付けの停止)

第9条の2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、福祉資金の貸付けを停止することができる。

(1) 第7条の規定による届出があったとき。

(2) 市長に対し第7条に規定する母子父子寡婦福祉資金貸付辞退・停止申出書により貸付けの辞退の申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により福祉資金の貸付けを停止した場合は、母子父子寡婦福祉資金貸付停止通知書(第19号様式)を届出者又は申出者に交付するものとする。

(平6規則41・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(児童等に対する資金の貸付け)

第10条 法第13条第3項若しくは第31条の6第3項又は第32条第2項の規定により引き続き資金の貸付けを受けようとする児童又は同条第1項に規定する寡婦の被扶養者は、第8条に規定する変更届に、連帯保証人の同意書及び令第5条第2項各号若しくは第31条の3第2項各号のいずれかに該当する児童又は令第33条第2項各号のいずれかに該当する法第32条第1項に規定する寡婦の被扶養者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(増額貸付け)

第11条 市長は、現に母子修学資金若しくは父子修学資金若しくは寡婦修学資金、母子技能習得資金若しくは父子技能習得資金若しくは寡婦技能習得資金、母子修業資金若しくは父子修業資金若しくは寡婦修業資金又は母子生活資金若しくは父子生活資金若しくは寡婦生活資金の貸付けを受けている者で、その借り受けた貸付金の額が令第7条第3号から第5号まで及び第8号並びに第31条の5第3号から第5号まで及び第8号並びに第36条第3号から第5号まで及び第8号の規定による限度額に満たないものに対しては、その額を増額することができる。この場合において、貸付金の増額を受けようとする者は、母子父子寡婦福祉資金増額貸付申請書(第20号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、貸付金の増額をする旨を決定し、又は増額をしない旨を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金増額貸付決定・却下通知書(第21号様式)を申請者に交付するものとする。

3 増額された貸付金の交付を受けた者は、速やかに連帯保証人及び連帯借主の連署した借用書を市長に提出しなければならない。

(平6規則41・平14規則80・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(償還金の支払猶予申請等)

第12条 令第19条第1項(令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)又は児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号。以下「改正令」という。)附則第4条第8項の規定による償還金の支払猶予の申請をしようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書(第22号様式)に、令第19条第1項各号のいずれかに該当する事実又は改正令附則第4条第8項に該当する事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の支払猶予をする旨を決定し、又は支払猶予をしない旨を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予決定・却下通知書(第23号様式)を申請者に交付するものとする。

(平6規則41・平14規則80・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(繰上償還の申出)

第12条の2 令第8条第3項ただし書若しくは第31条の6第3項ただし書又は第37条第3項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、第8条に規定する変更届を市長に提出するものとする。

(平6規則41・平15規則73・平26規則66・一部改正)

(償還金の免除)

第13条 法第15条第1項(法第31条の6第5項又は第32条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による償還金免除の申請をしようとする者は、母子父子寡婦福祉資金償還金免除申請書(第25号様式)に、法第15条第1項に規定する事実を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、償還金の免除をする旨を決定し、又は免除をしない旨を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金償還金免除決定・却下通知書(第26号様式)を申請者に交付するものとする。

(平6規則41・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(据置期間延長申請等)

第14条 令第8条第5項若しくは第31条の6第5項若しくは第37条第5項又は改正令附則第4条第5項の規定による据置期間延長の申請をしようとする者は、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書(第27号様式)に、その理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、据置期間を延長する旨を決定し、又は延長をしない旨を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金据置期間延長決定・却下通知書(第28号様式)を申請者に交付するものとする。

(平6規則41・平14規則80・平15規則73・平26規則66・一部改正)

(違約金の徴収免除)

第14条の2 令第17条ただし書(令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定により違約金の徴収免除を申請しようとする者は、母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書(第29号様式)に災害その他の理由があることを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の徴収を免除する旨を決定し、又は免除しない旨を決定したときは、母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除決定・却下通知書(第30号様式)を申請者に交付するものとする。

(平6規則41・平15規則73・平26規則66・一部改正)

第15条 削除

(令7規則44)

(貸付けについての調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、貸付金の貸付けを受けようとする者、借受人、後见人及び連帯保証人から申請書等の記載事項若しくは貸付金の使用若しくは償還の状況等の必要な事項について報告を求め、又は職員を派遣してこれらについて調査をさせることができる。

2 前項の調査又は令第15条第2項第1号(令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査を行う職員は、その身分を明らかにするため母子父子寡婦福祉資金貸付事業調査員証(第36号様式)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(平6規則41・平15規則73・平20規則98・平26規則66・一部改正)

(貸付金の貸付け及び徴収方法)

第17条 貸付金の貸付け及び徴収の方法については、[横浜市会計規則\(令和6年3月横浜市規則第26号\)](#)の定めるところによる。

(令6規則26・一部改正)

(母子家庭日常生活支援事業の開始等の届出)

第17条の2 法第20条の規定による届出は、母子家庭日常生活支援事業開始届出書(第37号様式)によらなければならない。

2 省令第4条の規定による届出は、母子家庭日常生活支援事業変更届出書(第38号様式)によらなければならない。

3 法第21条の規定による届出は、母子家庭日常生活支援事業廃止・休止届出書(第39号様式)によらなければならない。

(平3規則20・追加、平6規則41・平15規則73・平26規則66・一部改正)

(父子家庭日常生活支援事業の開始等の届出)

第17条の2の2 法第31条の7第4項において準用する法第20条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業開始届出書(第39号様式の2)によらなければならない。

2 省令第6条の17の4において準用する省令第4条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業変更届出書(第39号様式の3)によらなければならない。

3 法第31条の7第4項において準用する法第21条の規定による届出は、父子家庭日常生活支援事業廃止・休止届出書(第39号様式の4)によらなければならない。

(平26規則66・追加)

(寡婦日常生活支援事業の開始等の届出)

第17条の3 法第33条第4項の規定による届出は、寡婦日常生活支援事業開始届出書(第40号様式)によらなければならない。

2 省令第7条において準用する省令第4条の規定による届出は、寡婦日常生活支援事業変更届出書(第41号様式)によらなければならない。

3 法第33条第5項において準用する法第21条の規定による届出は、寡婦日常生活支援事業廃止・休止届出書(第42号様式)によらなければならない。

(平3規則20・追加、平6規則41・平6規則89・平15規則73・平26規則66・一部改正)

(様式)

第18条 この規則に規定する書類の様式は、別記のとおりとする。

(委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

(平6規則64・平18規則84・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年7月1日から適用する。

(母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則の廃止)

2 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行細則(昭和31年10月横浜市規則第80号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、旧規則の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和40年5月規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。ただし、就学支度資金に係る改正規定は、昭和40年3月15日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

付 則(昭和40年6月規則第56号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、昭和40年7月1日から施行する。

3 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定によってなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によってなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成された様式、書類については、なお当分の間これを適宜修正のうえ使用することができるものとする。

付 則(昭和42年9月規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の母子福祉資金貸付規則(以下「規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、これを適宜修正のうえ、使用することができる。

附 則(昭和57年3月規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

(横浜市寡婦福祉資金貸付条例施行規則の廃止)

2 横浜市寡婦福祉資金貸付条例施行規則(昭和44年12月横浜市規則第127号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子福祉資金貸付規則及び廃止前の横浜市寡婦福祉資金貸付条例施行規則(以下「旧母子及び寡婦貸付規則」という。)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の母子及び寡婦福祉資金貸付規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

4 この規則の施行の際現に旧母子及び寡婦貸付規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和59年9月規則第96号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市中心身障害者の医療費の援助に関する条例施行規則、横浜市老人及び心身障害者の看護料の援助に関する条例施行規則、横浜市老人保健医療事務取扱規

則及び母子及び寡婦福祉資金貸付規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(昭和60年9月規則第69号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉資金貸付規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成2年3月規則第16号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月規則第20号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年3月規則第41号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の〔中略〕規定により作成されている様式書類は、この規則の施行の日から1年間は、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成6年7月規則第64号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月規則第89号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成12年5月規則第109号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成13年12月規則第113号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の(中略)母子及び寡婦福祉法施行細則(中略)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則による改正後の(中略)母子及び寡婦福祉法施行細則(中略)の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の(中略)母子及び寡婦福祉法施行細則(中略)の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成14年10月規則第80号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年5月規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第84号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成20年11月規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成26年9月規則第66号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の母子及び寡婦福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)第36号様式による母子寡婦福祉資金貸付事業調査員証は、この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則第36号様式による母子父子寡婦福祉資金貸付事業調査員証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類(第36号様式を除く。)は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成27年12月規則第92号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(以下「旧規則」という。)の規定による様式書類は、この規則による改正後の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の規定による様式書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(平成30年12月規則第75号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和3年9月規則第60号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則(令和6年3月規則第26号) 抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の会計事務から適用する。

附 則(令和7年3月規則第44号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式目次

(平26規則66・全改、令7規則44・一部改正)

[第1号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書([第3条第1項](#)及び[第3項](#)、[第3条の2第1項](#))

[第1号様式の2](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(就学支度・修学・修業資金用)([第3条第1項](#)及び[第3項](#)、[第3条の2第1項](#))

[第1号様式の3](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(同時申請用)([第3条第1項](#)及び[第3項](#)、[第3条の2第1項](#))

[第2号様式](#) 事業開始計画書([第3条第1項](#))

[第3号様式](#) 事業継続計画書([第3条第1項](#))

[第4号様式](#) 証明書([第3条第1項](#))

[第5号様式](#) 医療証明書([第3条第1項](#))

[第6号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(団体用)([第3条第2項](#)、[第3条の2第2項](#))

[第7号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書([第4条](#))

[第8号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書([第4条](#))

[第9号様式](#) 借用書([第5条第1項](#)、[第11条第3項](#))

[第10号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金借用書(団体用)([第5条第2項](#))

[第11号様式](#) 休学・復学届([第6条](#))

[第12号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付辞退・停止申出書([第7条](#))

[第13号様式](#) 変更届([第8条](#)、[第10条](#)、[第12条の2](#))

[第14号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金連帯保証人変更承認申請書([第8条の2第1項](#))

[第15号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金連帯保証人変更承認・不承認通知書([第8条の2第2項](#))

[第16号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付金減額申請書([第9条第1項](#))

[第17号様式](#) 母子父子寡婦福祉資金貸付金交付停止・減額通知書([第9条第2項](#))

第18号様式	削除
第19号様式	母子父子寡婦福祉資金貸付停止通知書(第9条の2第2項)
第20号様式	母子父子寡婦福祉資金増額貸付申請書(第11条第1項)
第21号様式	母子父子寡婦福祉資金増額貸付決定・却下通知書(第11条第2項)
第22号様式	母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書(第12条第1項)
第23号様式	母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予決定・却下通知書(第12条第2項)
第24号様式	削除
第25号様式	母子父子寡婦福祉資金償還金免除申請書(第13条第1項)
第26号様式	母子父子寡婦福祉資金償還金免除決定・却下通知書(第13条第2項)
第27号様式	母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書(第14条第1項)
第28号様式	母子父子寡婦福祉資金据置期間延長決定・却下通知書(第14条第2項)
第29号様式	母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書(第14条の2第1項)
第30号様式	母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除決定・却下通知書(第14条の2第2項)
第31号様式	から 第35号様式 まで 削除
第36号様式	母子父子寡婦福祉資金貸付事業調査員証(第16条第2項)
第37号様式	母子家庭日常生活支援事業開始届出書(第17条の2第1項)
第38号様式	母子家庭日常生活支援事業変更届出書(第17条の2第2項)
第39号様式	母子家庭日常生活支援事業廃止・休止届出書(第17条の2第3項)
第39号様式の2	父子家庭日常生活支援事業開始届出書(第17条の2の2第1項)
第39号様式の3	父子家庭日常生活支援事業変更届出書(第17条の2の2第2項)
第39号様式の4	父子家庭日常生活支援事業廃止・休止届出書(第17条の2の2第3項)
第40号様式	寡婦日常生活支援事業開始届出書(第17条の3第1項)
第41号様式	寡婦日常生活支援事業変更届出書(第17条の3第2項)
第42号様式	寡婦日常生活支援事業廃止・休止届出書(第17条の3第3項)
第1号様式(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)	

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・平27規則92・平30規則75・一部改正)

第1号様式(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)

(表)

母子父子寡婦福祉資金貸付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

※市使用欄
受付 年 月 日

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
個人番号
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()
連帯申請者 住 所
フリガナ
氏 名
電 話 ()

次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私たちの住所等の情報を、申請者又は連帯申請者及び連帯保証人に提供することに同意します。

上記の者が母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた場合は、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私の住所等の情報を、申請者及び連帯申請者に提供することに同意します。

連帯保証人 氏 名

資 金 の 種 類	資 金	償 還 方 法	据置期間を除き 年 月 から 年 月 まで
貸付金申請総額	円	方 法	償 還 月 支払回数
月 額	円	月 賦 毎 月	回
貸 付 金 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで	半 年 賦 月 及び 月	回
年 賦 月			回
貸付けを受けようとする理由			
貸付けに係る事業所、通学先、転宅先、就業先、医療機関名等	所 在 地 種 別 、 名 称	貸 付 け に 係 る 学 校 名 及 び 学 年	国公立 私立 年
申請者の略歴			
申 族 続 柄 氏 名 生年月日 年齢 職 業 勤 務 先(電話)、学校 月収 家 計 入 額			
請 者 状 本 人			
の 家			
振 込 先 金 融 機 関	銀 行 支 店(普通・当座)口座番号		
口 座 名 義 人			

(裏)

家 計				家 屋 ・ 資 産 の 状 況			
収 入		支 出		自 宅 、 借 家 の 別			
申 請 者	円	家 計 費	円	室 数 、 畳 数	室 畳		
扶 助 料 等	円	諸 経 費	円	家 賃	円		
家 族	円			敷 地 面 積	㎡		
				地 代 (借 地 の 場 合)	円		
				資 産	円		
計	円	計	円	負 債	円		
資 金 計 画	母子父子寡婦福祉資金		円	資 金 の 用 途			円
	自 己 資 金		円				
	他 の 借 入 金		円				
	計		円		計		円
他 の 借 入 金	借入金種別	借入先	借年 月 日	借入金額	償還期間	未償還額	
			・ ・	円		円	
			・ ・				
			・ ・				
申請人の住所位置図				事業所等の位置図			
連 帯 保 証 人	フリガナ			歳 月 収	円		
	氏 名			年 月 日 生	勤 務 年 数	年 月	
	住 所			勤 務 先 名 称			
	電 話			又 は 事 務 所 在 地			
	申 請 者 と の 係 連	市 民 と な っ た 年 月	年 月	家 族 数	人		
	資 産	円		負 債	円		

第1号様式の2(その1)(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)

(表)

母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(就学支度・修学・修業資金 母・父等の申請用)

年 月 日

(申請先)

横浜市長

※市使用欄
受付 年 月 日

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
個人番号
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()
連帯申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
電 話 ()

次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私たちの住所等の情報を、申請者又は連帯申請者に提供することに同意します。

資金の種類	資金	償	据置期間を除き					
貸付金額	円	還	年 月から 年 月まで					
申請総額	円	方	方	法	償 還 月	支 払 回 数		
月 額	円	方	月	賦	毎 月	回		
貸付金の支給期間	年 月から 年 月まで	法	半 年 賦	月 及び 月		回		
			年 賦	月		回		
貸付けを受けようとする理由	子どもの就学、修学及び修業に直接必要な入学金、授業料、書籍代、通学費等に充てるため。							
貸付けに係る学校名及び学年	国公立・私立 年							
申請者の状況	1 法律婚 2 内縁 3 未婚の母・父							
	1 病死 2 事故死 3 離婚 4 行方不明 5 遺棄 6 障害							
	7 拘禁 8 その他							
発生年月日 年 月 日								
申請者の状況の家族	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職 業	勤務先(電話)、学校等	月 収	家 計 繰 入 額
	本人							
振込先金融機関		銀行 支店 (普通・当座)口座番号						
口座名義人								

(A4)

(裏)

資金計画(修学・修業資金)	母子父子寡婦福祉資金		円	資金の用途(修学・修業資金)	授業料		円
	自己資金		円		書籍代		円
	他の借入金		円		通学費		円
					その他		円
	計		円		計		円
他の借入金	借入金別	借入先	借入日	借入金額	償還期間	未償還額	
			年 月 日	円		円	
			・ ・				
			・ ・				

※市使用欄

福祉保健センター長意見欄	生活保護の有無	有(生活・医療・住宅・その他)	月額	円・無
	児童扶養手当受給の有無	有(月額	円)	・無
	他法関係受給の有無	有(年金等種類	)	月額 円・無
	貸付けの必要性及びその効果			
	上記申請については、調査の結果貸付けが妥当(妥当でない)と認めます。 年 月 日 福祉保健センター長 調査者氏名			

[第1号様式の2\(その2\)\(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項\)](#)

(平30規則75・全改)

第1号様式の2(その2)(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)
(表)

母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(就学支度・修学・修業資金 子の申請用)
年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者住所
フリガナ
氏名
個人番号
電話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

※市使用欄
受付 年 月 日

次のとおり関係書類を添えて申請します。
また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私の住所等の情報を、連帯保証人に提供することに同意します。

上記の者が母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた場合は、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私の住所等の情報を、申請者に提供することに同意します。

連帯保証人氏名

資金の種類	資金	償還	据置期間を除き 年 月から 年 月まで
貸付金 申請総額	円	方 法	償 還 月 支 払 回 数
月 額	円	月 賦 毎 月	回
貸付金の 支給期間	年 月から 年 月まで	半 年 賦 月 及び 月	回
年 賦 月		回	
貸付けを受けようとする理由	子どもの就学、修学及び修業に直接必要な入学金、授業料、書籍代、通学費等に充てるため。		
貸付けに係る学校名及び学年	国公立・私立 年		
申請者の母・父等の状況	1 法律婚 2 内縁 3 未婚の母・父 4 父母のない児童 1 病死 2 事故死 3 離婚 4 行方不明 5 遺棄 6 障害 7 拘禁 8 その他 発生年月日 年 月 日		
申の状者況の家族	続柄氏名	生年月日	年齢職業勤務先(電話)、学校等月収家計繰入額
本人			
振込先金融機関	銀行	支店	(普通・当座)口座番号
口座名義人			

上記申請については、申請者の行為に同意します。

法定代理人住所
氏名

(A4)

(裏)

資金計画(修学・修業資金)	母子父子寡婦福祉資金		円	資金の用途(修学・修業資金)	授業料		円			
	自己資金		円		書籍代		円			
	他の借入金		円		通学費		円			
					その他		円			
	計		円		計		円			
他の借入金	借入金別	借入先	借入年月日	借入金額	償還期間	未償還額				
			・	円		円				
			・							
			・							
連帯保証人	フリガナ				歳	月	収	円		
	氏名				年	月	日生	勤務年数	年	月
	住所				勤務先	名称				
	電話				又は内容	所在地				
	申請者との関係		市民となった年月		年	月	家族数	人		

※市使用欄

福祉保健センター長意見欄	生活保護の有無	有(生活・医療・住宅・その他)月額		円・無
	児童扶養手当受給の有無	有(月額		円)・無
	他法関係受給の有無	有(年金等種類		)月額 円・無
	連帯保証人について	債務を保証する経済力があるか	ある・ない	
		一定の職業を持ち、独立の生計を営む世帯主か	世帯主・その他()	
		他に連帯保証人となっているか	なっている・なっていない	
		申請者との関係(詳しく)		
	貸付けの必要性及びその効果			
	上記申請については、調査の結果貸付けが妥当(妥当でない)と認めます。 年 月 日 福祉保健センター長 調査者氏名			

第1号様式の3(その1)(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)

(平30規則75・全改)

第1号様式の3(その1) (第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)
母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(同時申請 母・父等の申請用)
年 月 日

(申請先)
横浜市長

※市使用欄
受付 年 月 日

申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
個人番号
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()
連帯申請者 住 所
フリガナ
氏 名 印
電 話 ()

次のとおり関係書類を添えて申請します。
また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私たちの住所等の情報を、申請者又は連帯申請者に提供することに同意します。

資 金 の 種 類	就学支度 資金	償 還 方 法	据置期間を除き 年 月 から 年 月 まで
貸 付 金 申 請 総 額	円	方 法	償 還 月 支 払 回 数
月 額	円	月 賦 毎 月	回
貸 付 金 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで	半 年 賦 月 及 び 月	回
年 賦		年 賦	月
貸付けを受けようとする理由	子どもが就学又は修業するのに必要となる被服、履物等を購入するため。私立高校、大学、専門学校等の入学時に納入するため。		
貸付けに係る学 校 名	国公立・私立		
振込先金融機関	銀行	支店	(普通・当座)口座番号
口 座 名 義 人			
関 係 書 類 の 添 付 省 略	証明願(民生委員)・戸籍謄本・貸付調査書		

(A4)

第1号様式の3(その2)(第3条第1項及び第3項、第3条の2第1項)

母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(同時申請 子の申請用)

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

個人番号

電 話

()

日中連絡先・携帯電話

()

※市使用欄

受付 年 月 日

次のとおり関係書類を添えて申請します。

また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私の住所等の情報を、連帯保証人に提供することに同意します。

上記の者が母子父子寡婦福祉資金の貸付けを受けた場合は、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、貸付けが決定してから償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私の住所等の情報を、申請者に提供することに同意します。

連帯保証人 氏 名

印

資 金 の 種 類	就学支度 資金	償 還 方 法	据置期間を除き 年 月 から 年 月 まで
貸 付 金 申 請 総 額	円	方 法	償 還 月 支 払 回 数
月 額	円	月 賦	毎 月 回
貸 付 金 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで	半 年 賦	月 及 び 月 回
		年 賦	月 回
貸付けを受けようとする理由	子どもが就学又は修業するのに必要となる被服、履物等を購入するため。私立高校、大学、専門学校等の入学時に納入するため。		
貸付けに係る学 校 名	国公立・私立		
連 帯 保 証 人	フリガナ 氏 名	年 月 日 生	歳 月 収 入 円
	住 所	勤 務 先 名 称	勤 務 年 数 年 月
	電 話	又 は 事 業 内 容	所 在 地
	申請者との関 係	市民となつた 年 月	年 月 家 族 数 人
振込先金融機関	銀行 支店	(普通・当座)口座番号	
口 座 名 義 人			
関 係 書 類 の 添 付 省 略	証明願(民生委員)・戸籍謄本・貸付調査書		

上記申請については、申請者の行為に同意します。

法定代理人 住 所

氏 名

印

(A4)

第2号様式(第3条第1項)

(平2規則16・平6規則41・一部改正)

第2号様式(第3条第1項)

事業開始計画書					
事業計画の概要	(この欄に記入できない場合は、別の用紙に記入してください。)				
主な仕入先			販売先		
資金の使用計画	種別	単価	数量	金額	手持金充当額
		円		円	円
		計			
事業開始後の収支見込み(月平均)	収入		支出		
	売上高	円	仕入高	円	
	工賃収入		営業費		
			諸掛		
	計		計		
	差引事業純損益				円

(A4)

[第3号様式\(第3条第1項\)](#)

(平6規則41・一部改正)

第3号様式(第3条第1項)

事業継続計画書					
業種及び取扱品名				販売方法	
主な仕入先				販売先	
資金の使用計画	種別	単価	数量	金額	摘要
		円		円	
	合計				
現在の収支状況(月平均)	収入			支出	
	種別	金額	種別	金額	
	売上高	円	仕入高	円	
	工賃収入		営業費		
			諸掛		
	合計		合計		
借入後の収支状況(月平均)	収入			支出	
	種別	金額	種別	金額	
	売上高	円	仕入高	円	
	工賃収入		営業費		
			諸掛		
	合計		合計		

(A4)

[第4号様式\(第3条第1項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・一部改正)

第4号様式(第3条第1項)

証 明 書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

所在地(住所)
証明者
名 称(氏名) ㊟

次の者は、 年 月 日現在・から に している・することを証明します。

住 所	
氏 名	

- (注意) 1 「 に」とあるところは、学校の場合は科、学年等を、会社の場合は職種等を記入してください。
- 2 「 している・する」とあるところは、在学、在籍、就職等と記入してください。
- 3 不要の文字は、抹消してください。

(A4)

[第5号様式\(第3条第1項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・一部改正)

第5号様式(第3条第1項)

医 療 証 明 書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

所 在 地
診療機関 名 称
代表者氏名



次の診療において患者が負担する額 円につき、その支払を受けた(受ける予定である)ことを証明します。

患 者	住 所					
	氏 名		健康保険の有無	有(健保・国保)・無		
傷	病 名					
病 状 の 概 要		(部位図解)				
療養に要する期間	初 診 (再 診)	年 月 日	治 癒	年 月 日	療 養 期 間	年 月 日
診 療 報 酬 (療養に要する費用)	診 療	薬剤(治療材)料	注 射	処置又は手術		
	円	円	円	円		
	入院料	看護(付添い)料	理学療法その他	計		
	円	円	円	円		
上記診療報酬のうち患者が負担する額		円				

- (注意) 1 診療報酬のうち各区分に仕訳が困難な場合は、診療報酬の合計額を計の欄に記入してください。
- 2 病状等により費用の額が不用の場合は、概算で記入してください。
- 3 療養期間の欄には実績を、診療報酬の欄及び患者が負担する額の欄には診療中の患者については実績額及び見込額の合計を、既に治癒した患者については実績額を記入してください。
- 4 受領(予定)の証明は、既に治癒した患者についてだけ記入してください。
- (A4)

第6号様式(第3条第2項、第3条の2第2項)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第6号様式(第3条第2項、第3条の2第2項)

(表)

母子父子寡婦福祉資金貸付申請書(団体用)		
		年 月 日
(申請先)		
横浜市長		
	団 体 の 名 称	
	団体の所在地	
	代 表 者 氏 名	印
	理 事 全 員 氏 名	印
次のとおり関係書類を添えて申請します。		

(A4)

(裏)

資金の種類	資金申請金額		円		償還期間及び方法	年 月 から 年 月 月賦 半年賦 年賦		
法人の設立許可(認可)及び登記			設立許可(認可)年月日			設立登記年月日		
事業所の所在地								
貸付けの対象となる事業の内容	事業の種類							
	事業所の使用人		配偶者のない女子又は男子であつて現に児童を扶養している者		寡婦又は法附則第6条に規定する者		その他の者	計
			人		人		人	人
理事の氏名・住所等	氏名	性別	生年月日	配偶者の有無	住所	職業及び収入	資産及び負債の状況	
貸付けの対象となる事業に使用される者の状況	氏名	性別	生年月日	配偶者の有無	住所	扶養する児童の数	月	収

第7号様式(第4条)

(平6規則41・全改、平20規則98・平26規則66・一部改正)

第7号様式(第4条)

母子父子寡婦福祉資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長 

さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金を、次のとおり貸し付けることに決定しましたので通知します。

資 金 の 種 類	資 金	償 還 方 法	
貸 付 番 号		償 還 月	月及び 月
貸 付 決 定 金 額	円	償 還 回 数	回
今 年 度 貸 付 額	円	年 利 率	%
決 定 月 額	円	1 回 当 た り の 償 還 額	円
貸 付 金 の 支 給 期 間	年 月 から 年 月 まで	償 還 総 額	円
償 還 期 間	年 月 から 年 月 まで	連 帯 借 受 人	
		連 帯 保 証 人	

- (注意) 1 本資金については、当初の目的どおり使用してください。目的外に使用した場合は、直ちに返還していただきます。
- 2 償還時に滞納が生じた場合は、継続貸付けや新規貸付けはできません。
- 3 住所等に変更事項がありましたら、速やかに、届け出てください。

(A4)

[第8号様式\(第4条\)](#)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第8号様式(第4条)

母子父子寡婦福祉資金貸付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長 

さきに申請のありました 資金は、次の理由により貸し付けないことに決定しましたので通知します。

貸付不承認の理由

(A4)

[第9号様式\(第5条第1項、第11条第3項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第9号様式(第5条第1項、第11条第3項)

借 用 書

年 月 日

(提出先)

横浜市長

借 主 住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()
連 帯 借 主 住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()
連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()

次のとおり借用しました。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに従い、相違なく償還します。

なお、連帯保証人は、借主と連帯して債務を負担します。

資 金 の 種 類		資金	
借 受 金 額		円	
年 利 率		%	
借 受 期 間		年 月から 年 月まで	
償 還 方 法	方 法	月 年 賦 毎 月 半 年 賦 月 及び 月 年 賦 月	
	1回当たりの額	円	
	償還期間と償還回数	年 月から 年 月まで	回

(A4)

[第10号様式\(第5条第2項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平26規則66・一部改正)

第10号様式(第5条第2項)

母子父子寡婦福祉資金借用書(団体用)

年 月 日

(提出先)

横浜市長

主たる事務所の
所在地

団体の名称
代表者氏名

連 帯 債 務 を
負 担 す る 借 主

住 氏	所 名
--------	--------

住	所
氏	名

住	所
氏	名

印

次のとおり借用しました。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに従い、相違なく償還します。

資 金 の 種 類		資 金	年 利 率	%
借 受 金 額		円	借 受 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
償 還 方 法	方 法	月 半 年 賦 賦 賦	毎 月 及 び 月 月	
	1 回 当 た り の 償 還 額			円
	償 還 期 間 と 償 還 回 数	年	月 日 から 月 日まで	回

(A4)

第11号様式(第6条)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・一部改正)

第11号様式(第6条)

休 学 ・ 復 学 届

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 貸付番号
住 所
氏 名
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり休学・復学しましたので、届け出ます。

氏 名	
学 部 ・ 学 年	
休 学 期 間	
休 学 ・ 復 学 年 月 日	
理 由	

上記のとおり休学・復学したことを証明します。
年 月 日

学 校 名
学校長氏名



(A4)

[第12号様式\(第7条\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第12号様式(第7条)

母子父子寡婦福祉資金貸付辞退・停止申出書

年 月 日

(申出先)
横浜市長

申出者 住 所
氏 名 ㊦
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり母子父子寡婦福祉資金の貸付辞退・停止を申し出ます。

資 金 の 種 類 (貸 付 番 号)	資 金 (貸付番号)
今までに借り受 けている金額	円 (月額 円)
今までの借受期間	年 月から 年 月まで か月分
辞 退 ・ 停 止 金 額	円 (年 月以降の分)
辞退・停止事由発生年 月 日	年 月 日
理 由	

(A4)

[第13号様式\(第8条、第10条、第12条の2\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・令3規則60・一部改正)

第13号様式(第8条、第10条、第12条の2)

変 更 届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

届出者 住 所

氏 名

電 話 ()

日中連絡先・携帯電話 ()

住 所

償還方法 を変更するので、届け出ます。

そ の 他

貸 付 番 号			
変 更 項 目		新	旧
1	住 所	方書	方書
	電 話	()	()
2	償 還 方 法	1 月 賦	1 月 賦
		2 半年賦 月及び 月	2 半年賦 月及び 月
		3 年 賦 月	3 年 賦 月
		4 繰上償還	
	償 還 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
	償 還 回 数	回	回
	1 回 当 た り の 償 還 額	円	円
3	そ の 他 ()		
4	変 更 理 由		

(注意) 住所変更は1、償還方法変更は2と4、その他は3と4の欄をそれぞれ記入してください。

(A4)

[第14号様式\(第8条の2第1項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第14号様式(第8条の2第1項)

母子父子寡婦福祉資金連帯保証人変更承認申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

申請者 貸付番号

住 所

氏 名

㊞

電 話

()

日中連絡先・携帯電話

()

次のとおり連帯保証人を変更したいので、申請します。

新連帯保証人	フリガナ		歳	月	収	円
	氏 名		年 月 日生	勤 務 年 数		年 月
	住 所		勤 務 先 又 名 称			
	電 話		は事業内容	所 在 地		
	申 請 者 と 市民とな 関係 った年月		年 月	家 族 数		人
	資 産	円	負 債			円
現連帯保証人	氏 名		生 年 月 日		年 月 日	
	住 所					
変更する理由						

私は、 が 年 月 日に貸付けを受けた母子父子寡婦福祉資金について、連帯保証人として承認されたときは、現連帯保証人に代わり借受人と連帯して債務を負担します。また、償還が完了するまでの間、横浜市が取得した私の住所等の情報を、借受人及び連帯借主に提供することに同意します。

新連帯保証人 住 所
氏 名

㊞

(A4)

第15号様式(第8条の2第2項)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第15号様式(第8条の2第2項)

母子父子寡婦福祉資金連帯保証人変更承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長



さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金の連帯保証人の変更については、これを認める・認めないことに決定しましたので通知します。

承 認	旧連帯保証人	住 所	
		氏 名	
不 承 認	新連帯保証人	住 所	
		氏 名	
不 承 認	理 由		

(A4)

[第16号様式\(第9条第1項\)](#)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第16号様式(第9条第1項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金減額申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 貸付番号
住 所
氏 名 ㊦
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり母子父子寡婦福祉資金の減額を受けたいので、申請します。

資 金 の 種 類	資金
貸 付 決 定 額	円(月額 円)
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで
減 額 後 の 貸 付 金 額	円(月額 円)
減 額 期 間	年 月から 年 月まで
減 額 理 由	

(A4)

[第17号様式\(第9条第2項\)](#)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第17号様式(第9条第2項)

母子父子寡婦福祉資金貸付金交付停止・減額通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

次のとおり母子父子寡婦福祉資金 資金貸付金の交付を停止・減額します。

当初貸付決定額	円(月額) 円)			
当初貸付期間	年	月から	年	月まで
減額後の貸付金額	円(月額) 円)			
停止減額期間	年	月から	年	月まで
停止減額理由				

(A4)

第18号様式 削除

(平6規則41)

[第19号様式\(第9条の2第2項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第19号様式(第9条の2第2項)

母子父子寡婦福祉資金貸付停止通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

次のとおり母子父子寡婦福祉資金 資金の貸付けを停止します。

当初貸付決定金額	円(月額)円)			
貸付金の当初支給期間	年	月から	年	月まで
停止期間	年	月から	年	月まで
最終貸付決定額	円(月額)円)			
停止理由				

(A4)

[第20号様式\(第11条第1項\)](#)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第20号様式(第11条第1項)

母子父子寡婦福祉資金増額貸付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 貸付番号
住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()
連帯申請者 住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()

次のとおり関係書類を添えて申請します。

上記の者が母子父子寡婦福祉資金 資金の増額貸付を受けた場合は、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()

当初貸付決定額	円(月額	円)
当初貸付期間	年 月から	年 月まで
増額貸付申請額	円(月額	円)
増額後の貸付額	円(月額	円)
増額貸付期間	年 月から	年 月まで
増 額 理 由		

(A4)

[第21号様式\(第11条第2項\)](#)

(平2規則16・平6規則41・平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第21号様式(第11条第2項)

母子父子寡婦福祉資金増額貸付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長



さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金 資金の増額については、次の
とおり増額する・増額しないことに決定しましたので通知します。

増 額 貸 付 額	円(月額)	円)
増 額 後 の 貸 付 額	円(月額)	円)
増 額 貸 付 期 間	年 月から	年 月まで
却 下 理 由		

(A4)

[第22号様式\(第12条第1項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第22号様式(第12条第1項)

母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 貸付番号
住 所
氏 名 ㊦
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり母子父子寡婦福祉資金の償還金の支払猶予を受けたいので、申請します。

資金の種類		資金		借 受 金 額		円		
猶予を受けようとする期間		年	月から月まで	猶予を受けようとする金額		円		
家族の状況	続 柄	氏 名	年齢	職業(勤務先、学校等)		生計の状況	収 入	支 出
							円	円
償還の猶予を受けようとする理由								

(A4)

第23号様式(第12条第2項)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第23号様式(第12条第2項)

母子父子寡婦福祉資金償還金支払猶予決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金 資金の償還金の支払猶予につ
いては、次のとおり猶予・却下することに決定しましたので通知します。

支 払 猶 予 金 額	円 (1回当たりの償還額 円 回分)
支 払 猶 予 期 間	年 月から 年 月まで
却 下 理 由	

(A4)

第24号様式 削除

(平6規則41)

[第25号様式\(第13条第1項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第25号様式(第13条第1項)

母子父子寡婦福祉資金償還金免除申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 貸付番号
住 所
氏 名 ㊦
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり母子父子寡婦福祉資金の償還の免除を受けたいので、申請します。

借受人氏名		借受人との関係		資金の種類		資金	
借受金額		円	償還期間		年 月 日から 年 月 日まで		
償還済額		円	免除を受けようとする金額		円		
家族の状況	続柄	氏名	年齢	職業(勤務先、学校等)	生計の状況	収 入	支 出
						円	円
		氏名	住 所	生活状況			
連帯借主							
連帯保証人							
親 族							
償還の免除を受けようとする理由							

(A4)

[第26号様式\(第13条第2項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第26号様式(第13条第2項)

母子父子寡婦福祉資金償還金免除決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長 印

さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金 資金の償還金の免除について
は、次のとおり免除・却下することに決定しましたので通知します。

償 還 金 免 除 金 額	円
却 下 理 由	

(A4)

[第27号様式\(第14条第1項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第27号様式(第14条第1項)

母子父子寡婦福祉資金据置期間延長申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 貸付番号
住 所
氏 名 ㊦
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり母子父子寡婦福祉資金貸付金の据置期間を延長したいので、申請します。

資 金 の 種 類	資 金
借 受 金 額	円
据置期間の延長 を受けたい期間	年 月から 年 月まで
据置期間延長の 事由発生年月日	年 月 日
据置期間の延長 を受けたい理由	

(A4)

[第28号様式\(第14条第2項\)](#)

(平6規則41・全改、平12規則109・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第28号様式(第14条第2項)

母子父子寡婦福祉資金据置期間延長決定・却下通知書

第
年
月
日

号
日

様

横浜市長

印

さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金の据置期間延長については、次のとおり決定・却下することに決定しましたので通知します。

延長据置期間	年 月から 年 月まで
却下理由	

(A4)

第29号様式(第14条の2第1項)

(平6規則41・全改、平12規則109・平13規則113・平20規則98・平26規則66・一部改正)

第29号様式(第14条の2第1項)

母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

申請者 貸付番号
住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()
日中連絡先・携帯電話 ()

次のとおり母子父子寡婦福祉資金違約金の徴収免除を受けたいので、申請します。

資金の種類	資金借 受 年 月												年 月		
借 受 金 額	円償 還 期 間												年 月 日から 年 月 日まで		
連 帯 保 証 人	住 所														
	氏 名														
免除を受けようとする期間														年 月から 年 月まで	
免 除 を 受 け よ う と す る 違 約 金	回数	元利金	指定納付期限	納 付 年月日	延 滞 日 数	違約金	回数	元利金	指定納付期限	納 付 年月日	延 滞 日 数	違約金			
			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※ 日	※ 円			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※ 日	※ 円			
			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※	※			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※	※			
			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※	※			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※	※			
			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※	※			※ 年 月 日	※ 年 月 日	※	※			
違 約 金 の 合 計 額												円(計 回分)			
免除を受けようとする理由															

※ 福祉保健センター長の意見
福祉保健センター長 調 査 者 氏 名

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。
(A4)

第30号様式(第14条の2第2項)

母子父子寡婦福祉資金違約金徴収免除決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長



さきに申請のありました母子父子寡婦福祉資金違約金の徴収免除については、次のとおり免除・却下することに決定しましたので通知します。

資 金 の 種 類	資 金			
免 除 期 間	年 月 から 年 月 まで			
免 除 金 額	円			
内 訳	回分	円	回分	円
	回分	円	回分	円
	回分	円	回分	円
	回分	円	回分	円
却 下 理 由				

(A4)

第31号様式から第35号様式まで 削除

(令7規則44)

[第36号様式\(第16条第2項\)](#)

(平2規則16・平6規則41・平26規則66・一部改正)

第36号様式(第16条第2項)

(表)

		第		号	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業調査員証					
所 属					
職					
氏 名					
生 年 月 日		年		月 日 生	
		年		月 日 交付	
				横浜市長	
					

(縦5.5センチメートル、横9.1センチメートル)

(裏)

1 本調査員証は、常時携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

2 本調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 本調査員証を紛失したときは、速やかに届け出なければならない。

4 身分を失ったときは、速やかに返還すること。

5 有効期間は、2年間とする。

[第37号様式\(第17条の2第1項\)](#)

(平3規則20・追加、平6規則41・平12規則109・平15規則73・平26規則66・令3規則60・一部改正)

第37号様式(第17条の2第1項)

母子家庭日常生活支援事業開始届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者 氏 名
(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

次のとおり母子家庭日常生活支援事業を開始したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第20条の規定により届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 定款その他の基本約款
- 3 事業の運営の方針
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書

(A4)

第38号様式(第17条の2第2項)

(平3規則20・追加、平6規則41・平12規則109・平15規則73・平26規則66・令3規則60・一部改正)

第38号様式(第17条の2第2項)

母子家庭日常生活支援事業変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
氏 名
(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

年 月 日事業開始の届出をした母子家庭日常生活支援事業について次のとおり変更したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第4条の規定により届け出ます。

変 更 事 項		
変更事項の変更 前後の比較	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 の 時 期		

(A4)

[第39号様式\(第17条の2第3項\)](#)

(平3規則20・追加、平6規則41・平12規則109・平15規則73・平26規則66・令3規則60・一部改正)

第39号様式(第17条の2第3項)

母子家庭日常生活支援事業廃止・休止届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住 所
届出者 氏 名

(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

年 月 日事業開始の届出をした母子家庭日常生活支援事業について次のとおり廃止(休止)したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第21条の規定により届け出ます。

廃止又は休止しようとする年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
休止の場合の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

(A4)

[第39号様式の2\(第17条の2の2第1項\)](#)

(平26規則66・追加、令3規則60・一部改正)

第39号様式の2(第17条の2の2第1項)

父子家庭日常生活支援事業開始届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
氏 名
(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

次のとおり父子家庭日常生活支援事業を開始したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準用する同法第20条の規定により届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 定款その他の基本約款
- 3 事業の運営の方針
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書

(A4)

第39号様式の3(第17条の2の2第2項)

(平26規則66・追加、令3規則60・一部改正)

第39号様式の3(第17条の2の2第2項)

父子家庭日常生活支援事業変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
氏 名
(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

年 月 日事業開始の届出をした父子家庭日常生活支援事業について次の
とおり変更したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の17の4において準
用する同令第4条の規定により届け出ます。

変 更 事 項		
変更事項の変更 前後の比較	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 の 時 期		

(A4)

第39号様式の4(第17条の2の2第3項)

父子家庭日常生活支援事業廃止・休止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
氏 名
(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

年 月 日事業開始の届出をした父子家庭日常生活支援事業について次の
とおり廃止(休止)したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の7第4項において準
用する同法第21条の規定により届け出ます。

廃止又は休止しようとする年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
休止の場合の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

(A4)

第40号様式(第17条の3第1項)

(平3規則20・追加、平6規則41・平6規則89・平12規則109・平15規則73・平26規則66・令3規則
60・一部改正)

第40号様式(第17条の3第1項)

寡婦日常生活支援事業開始届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所
氏 名

(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

次のとおり寡婦日常生活支援事業を開始したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法
第33条第4項の規定により届け出ます。

- 1 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 2 定款その他の基本約款
- 3 事業の運営の方針
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業開始の予定年月日
- 7 添付書類
 - (1) 収支予算書
 - (2) 事業計画書

(A4)

第41号様式(第17条の3第2項)

(平3規則20・追加、平6規則41・平12規則109・平15規則73・平26規則66・令3規則60・一部改正)

第41号様式(第17条の3第2項)

寡婦日常生活支援事業変更届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
氏 名

(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

年 月 日事業開始の届出をした寡婦日常生活支援事業について次の
とおり変更したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第7条において準用する同
令第4条の規定により届け出ます。

変 更 事 項		
変更事項の変更 前後の比較	変更前	
	変更後	
変 更 の 理 由		
変 更 の 時 期		

(A4)

第42号様式(第17条の3第3項)

(平3規則20・追加、平6規則41・平6規則89・平12規則109・平15規則73・平26規則66・令3規則
60・一部改正)

第42号様式(第17条の3第3項)

寡婦日常生活支援事業廃止・休止届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

住 所
届出者
氏 名

(法人の場合は、名
称・代表者の氏名)

年 月 日事業開始の届出をした寡婦日常生活支援事業について次の
とおり廃止(休止)したいので、母子及び父子並びに寡婦福祉法第33条第5項において準用
する同法第21条の規定により届け出ます。

廃止又は休止しようとする年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
休止の場合の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

(A4)

迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を一部変更しております。
メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。
(C) 2026 City of Yokohama. All rights reserved.